

四日市港管理組合公報

第916号

平成25年4月1日

月曜日

目次

告示

- 四日市港グリーン物流促進補助金交付要綱の一部を改正する告示 (振興課) 1

公告

- 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請の期間 (経営企画課) 6

告示

四日市港管理組合告示第8号

四日市港グリーン物流促進補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成25年4月1日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

四日市港グリーン物流促進補助金交付要綱の一部を改正する告示

四日市港グリーン物流促進補助金交付要綱（平成21年四日市港管理組合告示第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

- (3) 海上輸送に供するコンテナ貨物の国内輸送において、四日市港を利用する際に同一コンテナを実入り往復利用することによって陸上輸送距離を短縮し貨物輸送時に発生するCO₂排出量を削減又は抑制しようとする事業（以下「コンテナラウンドユース事業」という。）

第2条第2項のただし書を次のように改める。

ただし、8月以降に事業を開始し、実施期間が9か月間に満たない場合の取り扱いについては、別に定める。

第2条第3項第2号を次のように改める。

四日市港において、直接、船舶へのコンテナ貨物の揚げ積みを行うこと。ただし、最寄港利用事業及びコンテナラウンドユース事業にあっては、外貿本船への揚げ積みを条件とする。

第3条を次のように改める。

（補助対象事業者及び対象貨物）

第3条 補助対象事業者は、次の各号に定める者とする。

- (1) モーダルシフト等事業又は最寄港利用事業の補助対象事業者は、法人たる荷主企業であって貨物の輸送ルートを選択することにより主体的にCO₂排出量の削減又は抑制に取り組む者とする。ただし、他者から依頼を受けてコンテナ貨物を輸送することを業とする者（以下「運送事業者」という。）は除く。

- (2) コンテナラウンドユース事業の補助対象事業者は、法人たる荷主企業であって貨物の輸送方法を選択する者及び運送事業者の連合体とし、構成者のいずれかを代表事業者とする。

2 最寄港利用事業の対象貨物は、法人たる荷主企業が有する生産又は物流拠点（以下

「事業所等」という。)と利用港との間で輸送される実入りコンテナ貨物とする。この場合における事業所等については、次に定める要件をすべて満たさなければならない。

(1) 事業開始予定日の属する年度の4月1日から起算して過去2年間、四日市港を利用していない事業所等であること。

(2) この事業により過去に補助金の交付を受けていない事業所等であること。

3 コンテナラウンドユース事業の対象貨物は、法人たる荷主企業が有する事業所等と四日市港との間で、同一コンテナにて実入り往復輸送されるコンテナ貨物とする。

この場合における事業所等については、事業開始予定日の属する年度の4月1日から起算して過去2年間、四日市港を利用して実入り往復輸送を行っていない事業所等であること。

第4条第1項第2号中「四日市港において」の次に「前条第2項の要件を満たし、」を加え、同号の次に次の1号を加える。

(3) コンテナラウンドユース事業

事業実施により四日市港において実入り往復利用されたコンテナ貨物1ラウンド1TEU当たり5,000円（ただし、その額が200万円を超えるときは200万円）

第5条第2号中「第3号様式」の次に「、コンテナラウンドユース事業にあっては第4号様式」を加え、同条第3号を削り、同条第4号を同条第3号とする。

第6条第3項を次のように改める。

3 管理者は、申請者が補助対象事業の目的に反するような行為を行っているとき、その他特に考慮すべき事項がある場合には、当該事項も含めて審査の対象とすることができるものとする。

第7条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第2項中「第4号様式」を「第5号様式」に改める。

第9条中「第5号様式」を「第6号様式」に改める。

第10条第1項中「翌年3月31日」を「事業終了日」に改め、「第3号様式」の次に「、コンテナラウンドユース事業にあっては第4号様式」を加え、同条第3項中「第6号様式」

を「第7号様式」に改め、「第3号様式」の次に「、コンテナラウンドユース事業にあっては第4号様式」を加える。

第12条中「第7号様式」を「第8号様式」に改める。

第1号様式の次に次の1様式を加える。

第1号様式の2(要綱第5条関係)		平成 年 月 日
四日市港管理組合管理者 あて		
荷主企業・輸送事業者(申請者)名及び代表者の氏名 印 印 印 印		
平成 年度四日市港グリーン物流促進補助金交付申請書 (3 コンテナラウンドユース事業)		
四日市港グリーン物流促進補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。 なお、今後の事業計画の変更、事業の中止、実績報告、補助金の請求その他この補助金に係る手続きについては、代表事業者に委任します。		
1 事業名		
2 申請者(代表事業者:)		
荷主企業①	社名	申請者(担当者情報)
	所在地	
	担当部署	
	担当者	
	連絡先 TEL	FAX
荷主企業②	社名	
	所在地	
	担当部署	
	担当者	
	連絡先 TEL	FAX
輸送事業者①	社名	
	所在地	
	担当部署	
	担当者	
	連絡先 TEL	FAX
輸送事業者②	社名	
	所在地	
	担当部署	
	担当者	
	連絡先 TEL	FAX
3 事業計画概要		
① 事業開始予定日		
② 事業終了予定日		
③ CO ₂ 排出削減(抑制)量 (年間)と削減率		
④ 補助金の交付申請額		

第7号様式を第8号様式とし、第6号様式を第7号様式とし、第5号様式を第6号様式とし、第4号様式を第5号様式とし、第3号様式の次に次の1様式を加える。

第4号様式 CO2排出量削減(抑制)のための事業計画書（コンテナラウンドユース事業）（要綱第5条、第10条関係）											
事業申請日	平成	年	月	日	事業開始予定期	平成	年	月	日		
事業名											
事業の概要											
荷主企業名 注1,2,3		輸入	輸出								
輸送事業者名											
物流拠点の名称および所在地 (貨物の発着又はハンドリングを行う場所)											
輸送貨物の品目											
転換前の利用港 注4											
<small>注1) 荷主企業とは、輸送ルートを選択することによって、主体的にCO2排出量の削減(抑制)に取り組む者であり、貨物の所有権を問うものではありません。</small> <small>注2) 企業やルートにおいて物流を扱う会社については、荷主企業の要件を満たす場合に限り、企業の名称(〇〇名流など)に限らず、荷主企業とみなします。</small> <small>注3) 事業対象貨物を特定の物流又は生産拠点(事業所等)の貨物とする場合は、荷主企業名に加え事業所等の名称も明記して下さい。</small> <small>注4) 事業対象貨物が他港からの転換ではなく、四日市港の新規(增量含む)利用の場合は、事業所等から四日市港の次に近い港を記入して下さい。複数記入可。</small>											
ラウンドユース事業	事業期間 (月数)	利用実績欄	年	月	月	月	月	月	月	月	合計(A)
		事業計画欄	年	月	月	月	月	月	月	月	合計(B)
事業計画および実施状況 単位:TEU			上記利用計画に対する事業実績欄 (毎月の実績報告時に使用)	年	月	月	月	月	月	月	累計(C)
コンテナ貨物の陸送距離の変化 単位:km 注5		ラウンドユース実施前	輸出企業の陸送距離(実入り)	輸入企業の陸送距離(実入り)	空コン輸送距離	合計(D)	陸送短縮距離(F) (D-E)				
ラウンドユース実施後		輸出企業の陸送距離(実入り)	輸入企業の陸送距離(実入り)	空コン輸送距離	合計(E)						
<small>注5) 事業実施前に複数の港を利用していた場合の「事業実施前の陸送距離」は、原則として、利用割合の最も多い港を利用したものと想定して記入して下さい。</small> <small>CO2排出量削減(抑制)予定量 注6,7</small> $[(\text{CO2排出量原単位} \times (B-A)) \times \text{実入りコンテナ重量} \times \text{短縮距離}(F)] - [(\text{CO2排出量原単位} \times (B-A)) \times \text{空コンテナ重量} \times \text{空コンテナ輸送距離}(E)] \div 1,000,000 \div \text{事業期間月数} \times 12$											
<small>計画段階での補助予定期額</small> $(B-A) \times 5,000円$											
<small>CO2排出量削減(抑制)実績量 (事業終了時の実績報告時に使用)</small> $[(\text{CO2排出量原単位} \times (C-A)) \times \text{実入りコンテナ重量} \times \text{短縮距離}(G)] - [(\text{CO2排出量原単位} \times (C-A)) \times \text{空コンテナ重量} \times \text{空コンテナ輸送距離}(E)] \div 1,000,000 \div \text{事業期間月数} \times 12$											
<small>事業実績に基づく補助交付額 (事業終了時の実績報告時に使用)</small> $(C-A) \times 5,000円$											
<small>注6) 「CO2排出量原単位」は、陸送(ラウンド)は173g-CO2/kmとしています。 注7) 「実入りコンテナ重量」は22t、「空コンテナ重量」は17tを使用しています。</small>											

附 則

(施行期日)

- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この要綱の施行の際、改正前の四日市港グリーン物流促進補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）に基づく交付決定を受けた事業については、なお、従前の例によるものとする。
- 平成24年8月1日以降に事業を開始したものは、改正後の四日市港グリーン物流促進補助金交付要綱第4条第1項第2号の事業に該当するものとする。ただし、事業の実施期間は、平成24年度と平成25年度を通算し9か月間を上回ることができない。

公 告

四日市港管理組合建設工事執行規則（平成6年四日市港管理組合規則第5号）第4条第4項並びに四日市港管理組合財務規則（昭和41年四日市港管理組合規則第12号）第81条第3項の規定による一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請（建設工事、測量・建設コンサルタント等及び物件関係（物品・業務委託））の期間を次のとおり定めましたので、公告します。

平成25年4月1日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

1 受付期間、場所等

県内に本店を有する者、県外に本店を有する者いずれも受付期間及び受付場所は、登録を希望する業務に応じて次のとおりとします。

(1) 建設工事、測量・建設コンサルタント等で登録を希望する場合は、郵送等の送付によるもののみの受付とします。

年 月 日(曜日)	場 所
平成25年4月1日(月)から 平成25年12月27日(金)まで	〒514-0002 三重県津市島崎町56番地 公益財団法人三重県建設技術センター 入札参加資格登録共同受付担当

なお、上記受付による名簿登録の有効期間は、

4月1日から6月30日までの受付分・・・平成25年9月1日～平成26年5月31日

7月1日から9月30日までの受付分・・・平成25年12月1日～平成26年5月31日

10月1日から12月27日までの受付分・・・平成26年3月1日～平成26年5月31日

となります。

(2) 物件関係（物品・業務委託）で登録を希望する場合は、郵送等の送付によるものの受付とします。

年 月 日(曜日)	場 所
平成25年4月1日(月)から 平成25年12月27日(金)まで	〒514-0003 三重県津市桜橋2丁目96番地 三重県市町総合事務組合 共同受付・審査担当

なお、上記受付による名簿登録の有効期間は、

4月1日から6月30日までの受付分・・・平成25年9月1日～平成26年3月31日

7月1日から9月30日までの受付分・・・平成25年12月1日～平成26年3月31日

10月1日から12月27日までの受付分・・・平成26年3月1日～平成26年3月31日

となります。

2 問い合わせ先

三重県四日市市霞二丁目1番地の1

四日市港管理組合経営企画課総務担当

電話 059-366-7009

購 読 料
年間 3,120円
(月額 260円)

平成25年4月1日発行
四日市市霞2丁目1番地の1
(電話 代表 059(366)7006)

四 日 市 港 管 理 組 合